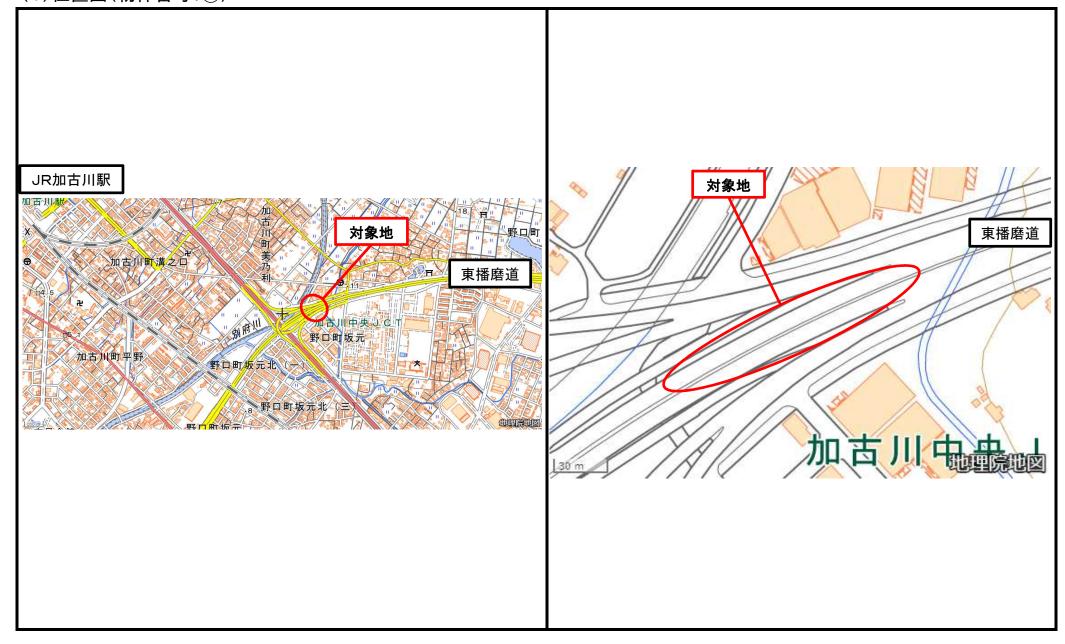
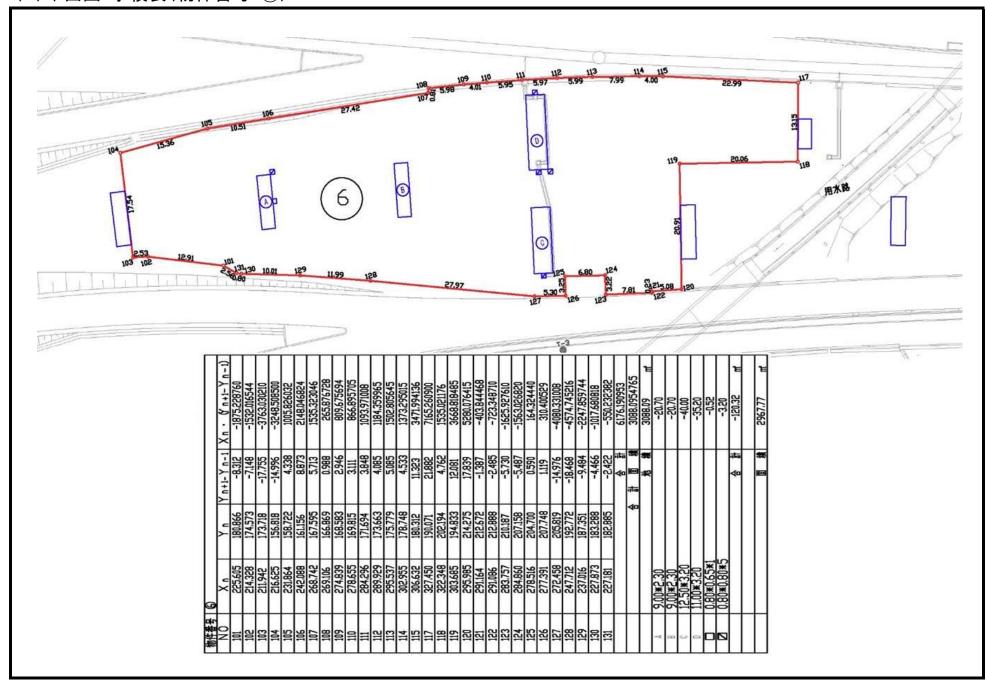
物 件 明 細

物	物件番号 4	所在地 (路線表示)		口町水足字门	下代827-28外 野線)	交通 機関	JR加古川駅 西約2km	最低 占用料 (年額)	2,131,020円/年	認定期間	20年 以内	
土地	也の概要					特記事項						
面積		占用許可対象面積 2,968㎡				1 国道2号加古川バイパスとのジャンクション部高架下であるため、緊急時に迅速な対応が可能な自社用平面駐車場の利用に限定します。(第三者への賃貸を目的とする駐車場〔月極・コインパーキング等〕は認められません。)						
接面道路 の状況		東側出入口 :	入口 : 県道 幅員(歩道有)約11m 舗装有・高低差無 南行一方通行				2 事務所、店舗等建築物の設置はできません。 易燃性若しくは爆発性物件の保管又は設置はできません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する廃棄物その他の 悪臭、騒音等を発する物件の保管又は設置はできません。					
						3 認定する入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。但し、5年毎に更新の手続が必要となり、更新にあたっては事業継続の意思確認を行うとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。						
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域内				】 【4 アスファルト舗装やネットフェンスその他の道路の施設又は工作物の設置、撤去、形状変更						
		用途地域	準工業地域			等については、加古川土木事務所と協議して許可を受けてください。なお、道路構造物に負荷が加わる形態や道路の維持管理に支障が生じる形態での設置等はできません。また、設置等に要する費用はすべて占用者の負担となります。						
		地域地区	特別用途地区									
		建ぺい率	60%	容積率	200%	車両等の出	:入については、既存0	D出入口を利用		1 -11	<i>,,,,</i>	
		道路法 建築基準法 消防法				但し、当該出入口については、隣接する水路に出入する水路管理用の出入口でもあり、災害時等に備え常時水路への出入可能な状態を維持する必要があるため、駐車等により通行の支障が生じないよう、車両通行路を確保してください。 車両等の衝突により橋脚に損傷が生じないよう、適切な場所に保護柵(バリカー等)を設置するなど橋脚の防護策をとってください。						
その他条件							明はありません。					
供給処理施設の状	区分	配管等の状況	 照会先及び電話番号			5 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関との調整は、すべて占用者において行ってください。 6 対象地外の道路敷地(橋脚、管理フェンスの周辺など)について、対象地と併せて良好な管理を行ってください。 7 橋りょう及び高架下内の工事・点検等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をお願いする場合があります。						
	水道	なし	加古川市上下水道事業管理者									
	電気	なし	関西電力(株)コールセンター 0800-777-8810									
	ガス	なし	大阪ガス(株)お客様センター 0120-794-817									
況	公共下水道	なし	加古川市上下水道事業管理者 079-421-2000									

(1)位置図(物件番号:④)



(2)平面図・求積表(物件番号:④)



(3)現地写真(物件番号:④)

